

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市下金倉瓢池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	西山 悟	丸亀市中津町1138番地	平成19年6月3日
〃	平田 徹	〃 〃 1076番地	〃
〃	池内 以長	〃 〃 882番地	〃
〃	大石 清	〃 〃 981番地	〃
〃	池内 忠弘	〃 〃 979番地1	〃
〃	西山 修	〃 〃 1192番地	〃
〃	平田 孝男	〃 〃 1101番地	〃
監 事	西山 孝	〃 〃 1159番地2	〃

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	池内 以長	丸亀市中津町882番地	平成19年6月4日
〃	池内 忠弘	〃 〃 979番地1	〃
〃	西山 孝	〃 〃 1159番地2	〃
〃	西山 修	〃 〃 1192番地	〃
〃	西山 悟	〃 〃 1138番地	〃
〃	平田 徹	〃 〃 1076番地	〃
〃	平田 孝男	〃 〃 1101番地	〃
監 事	大石 清	〃 〃 981番地	〃
〃	池内 清一	〃 〃 1408番地	〃